

福井市遺族連合会 青壮年部「次世代の会」会則

(名 称)

第1条 本会は、福井市遺族連合会 青壮年部「次世代の会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、英霊の顕彰とともに二度と悲しい戦争が起きないように、平和の誓いを
持ち続け、その想いを後世に引き継ぐことを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、市内に在住する戦没者の孫、ひ孫等、並びに前条の趣旨に賛同
する同世代者をもって会員とする。

(事務局)

第4条 本会の事務所は、白鳳会館内に置く。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、福井市遺族連合会と一体となって、次
の事業を行う。

- (1) 英霊顕彰に関する事業
- (2) 広報活動に関する事業
- (3) ボランティア活動に関する事業
- (4) その他必要と認める事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 事務局 1名
- (5) 顧問 若干名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、常任理事、事務局は総会において選任する。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 常任理事は、本会目的達成に重要な事項を審議する。
 - 4 事務局は、会の庶務、会計を処理する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。ただし、総会は役員会をもって替える
ことができ、会長がこれを招集する。

(会 計)

第11条 本会の会計は、会費と助成金等をもって充てる。

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日に終わる。

(市遺族連合会との連携)

第13条 福井市遺族連合会役員は、会議に出席し意見を述べるができる。

第14条 本会役員は、福井市遺族連合会の役員になることができる。

第15条 本会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決により執
行する。

(附則)

本会期は、平成29年11月18日より施行する。